

## 役員及び評議員の報酬並びに実費弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずうみの里(以下「この法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに実費弁償(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 実費弁償とは、職務執行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事でこの法人の職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間27万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 この法人の役員及び評議員の報酬日額は、別表「役員及び評議員の出席報酬等(日額)」に定めるとおりとする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 この法人の役員及び評議員がその職務の執行に当たって勤務した場合、交通費を支給し、その計算方法は、別表「役員及び評議員の出席報酬等(日額)」に定めるとおりとする。

### (職務が重複した場合の報酬等)

第6条 理事長が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員

会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条第3項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。交通費についても同等扱いとする。

- 2 理事が理事会に出席した同日に、合わせて法人の業務を行った場合にあって、第4条第3項の報酬は支払わないものとする。交通費についても同等扱いとする。
- 3 評議員が評議員会に出席した同日に、合わせて法人の業務を行った場合にあって、第4条第3項の報酬は支払わないものとする。交通費についても同等扱いとする。
- 4 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、第4条第3項の報酬は支払わないものとする。交通費についても同等扱いとする。
- 5 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の法人の業務を行った場合において、1回の出勤が1時間未満の業務については、第4条第3項の報酬は支払わないものとする。

#### **(報酬等の支給日)**

第7条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### **(報酬等の支給方法)**

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### **(公表)**

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### **(改廃)**

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

#### **(補足)**

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### **附 則**

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和5年6月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 役員及び評議員の出席報酬等(日額)

〔非常勤〕

区 分	名 称	報 酬	実費弁償費
理 事	理事会及び評議員会出席報酬等	5,000 円	0km～10km 未満 0 円
	理事会及び評議員会以外の日 に法人及び施設の運営業務にあ たった場合	5,000 円	10km～20km 未満 500 円 20km 以上 キロ数×25 円
評 議員	評議員会出席報酬等	5,000 円	0km～10km 未満 0 円
	評議員会以外の日 に理事長の命を受け、法人及び施設の運営 業務にあたった場合	5,000 円	10km～20km 未満 500 円 20km 以上 キロ数×25 円
監 事	理事会及び評議員会出席報酬等	5,000 円	0km～10km 未満 0 円
	理事会及び評議員会以外の日 に法人及び施設の指導監査へ の立会及び運営状況の指導又 は監査業務にあたった場合	5,000 円	10km～20km 未満 500 円 20km 以上 キロ数×25 円

〔常勤〕 該当者なし